

在宅レスパイト事業実施要綱

(目的)

第1 県は、在宅療養者に対して、当該在宅療養者の安定した療養生活の確保と介護者の福祉の向上を図るため、在宅レスパイト事業を行うものとし、その実施については、指定難病等に係る看護人等派遣費用交付規則（令和6年宮城県規則第51号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、規則において使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 在宅療養者 指定難病等に罹患している者であつて、かつ、当該指定難病等を主たる要因として在宅で人工呼吸器を使用しているもののうち、県内に住所を有するものをいう。
- 二 訪問看護ステーション等医療機関 訪問看護ステーション（健康保険法（大正11年法律第70号）に規定する指定訪問看護事業者が当該指定に係る訪問看護事業を行う事業所をいう。）又は訪問看護を行うその他の医療機関をいう。
- 三 訪問介護事業所 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する指定居宅サービス事業者が当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する指定障害福祉サービス事業者が当該指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所をいう。

(実施方法)

第3 県は、本事業を行うのに適当な訪問看護ステーション等医療機関及び訪問介護事業所に看護人等の派遣を委託し、必要な費用を交付することにより行うものとする。

2 知事は、あらかじめ訪問看護ステーション等医療機関及び訪問介護事業所に対して本事業の実施への協力を依頼するとともに、訪問看護ステーション等医療機関及び訪問介護事業所と在宅レスパイト事業に係る看護人等派遣業務委託契約書（様式第1号）により看護人等の派遣に係る委託契約を締結するものとする。

3 委託契約を締結した訪問看護ステーション等医療機関及び訪問介護事業所は、受給者又は当該受給者の介護者（以下「受給者等」という。）から看護人等派遣の申込みがあった場合は、受給者等と利用日時を調整の上、看護人等を派遣するものとする。

(交付の対象となる看護人等派遣の範囲)

第4 交付の対象となる看護人等派遣の範囲は、原則として受給者1人につき1月当たり4時間以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、在宅療養者及び介護者の状況に鑑み、在宅の療養体制が整わない等、緊急性が極めて高いと認められる場合は、年間48時間の範囲内で受給者1人につき1月当たり4時間を超える看護人等の派遣を行っても差し支えないものとする。

(看護人等派遣費用の額)

第5 看護人等派遣費用の額は、8,500円に実施時間（1時間に満たない実施については切捨て）を乗じて得た額とする。

(認定申請)

第6 規則第3条第2項の知事が別に定める申請書は、看護人等派遣費用受給者認定申請書（様式第2号。以下「認定申請書」という。）とする。

- 2 認定申請書による申請は、申請者が在宅療養者の住所地を管轄する保健所長（以下「保健所長」という。）に提出することにより行うものとする。この場合において、在宅療養者の住所地が仙台市のときは、仙台市の各区保健福祉センターを経由して知事に提出するものとする。
- 3 前項の申請書には、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項に規定する医療受給者証又は特定疾患に係る医療費用交付規則（平成12年宮城県規則第92号）第4条第4項に規定する受給者証（以下これらを「医療受給者証」という。）の写しを添付しなければならない。ただし、在宅療養者が他制度による公費負担医療の給付を受けている等の理由により医療受給者証の交付を受けていない場合は、在宅療養者の指定難病等に係る臨床調査個人票及び住民票の写しを添付しなければならない。

(審査)

第7 知事又は保健所長（以下「知事等」という。）は、認定申請書及び添付書類を審査し、受給者としての認定又は不認定の決定をするものとする。

- 2 保健所長は、受給者となろうとする者が受給者としての要件を満たしているか判断することが困難な場合は、知事に意見を求めるものとする。
- 3 知事は、前項の求めがあったときは、必要に応じて、指定難病等及び遷延性意識障害対策協議会条例（平成17年宮城県条例第65号）に定める「宮城県指定難病等及び遷延性意識障害対策協議会」の意見を聴取し、回答するものとする。

(通知)

第8 知事等は、規則第3条第3項の審査の結果、受給者と認定したときは看護人等派遣費用受給者認定通知書（様式第3号）により、受給者と認定しないときは看護人等派遣費用受給者不認定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

- 2 知事等は、規則第3条第3項の審査の結果、受給者と認定したときは、看護人等派遣費用受給者決定通知書（様式第5号）により、訪問看護ステーション等医療機関又は訪問介護事業所に通知するものとする。

(在宅レスパイト事業利用券)

第9 知事等は、規則第3条第3項の審査の結果、受給者と認定したときは、受給者に在宅レスパイト事業利用券（様式第6号。以下「利用券」という。）を交付するものとする。

- 2 受給者に交付できる利用券の枚数は、1か月につき1枚とし、認定の有効期間内に交付することが可能な最大枚数を交付するものとする。
- 3 知事等は、看護人等派遣費用受給者台帳（様式第7号）により利用券の発行について管理するものとする。

(申請事項の変更)

第10 受給者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、第6の規定の例により、認定申請書及び添付書類を受給者の住所地を管轄する保健所長に提出しなければならない。この場合において、第2号に該当するときは、医療受給者証の写し、臨床調査個人票及び住民票の写しの添

付を省略することができる。

- (1) 受給者の氏名又は住所に変更が生じたとき。
- (2) 認定を受けた訪問看護ステーション等医療機関及び訪問介護事業所が変更になるとき。

(認定の取消し)

- 第11 規則第5条第2項の知事が別に定める届出書は、看護人等派遣費用受給者認定取消届（様式第8号。以下「認定取消届」という。）とする。
- 2 規則第5条第2項の規定による届出は、申請者が受給者の住所地を管轄する保健所長に認定取消届を提出することにより行うものとする。この場合において、受給者の住所地が仙台市のときは、仙台市の各区保健福祉センターを経由して知事に提出するものとする。
 - 3 前項の認定取消届には、未使用の利用券を添付しなければならない。

(訪問看護指示書及び介護職員等喀痰吸引等指示書)

- 第12 看護人等を派遣する訪問看護ステーション等医療機関又は訪問介護事業所は、あらかじめ本事業を利用する受給者の主治医から、医療的ケアの内容を示した訪問看護指示書又は具体的な喀痰吸引等の実施内容を示した介護職員等喀痰吸引等指示書の交付を受けるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、主治医が作成した訪問看護指示書において本事業における医療的ケアの指示が併せて記載されている場合又は主治医が作成した介護職員等喀痰吸引等指示書において本事業における具体的な喀痰吸引等の実施内容が併せて記載されている場合は、当該訪問看護指示書又は介護職員等喀痰吸引等指示書をもって、本事業で必要となる指示書に代えることができる。

(看護人等の派遣)

- 第13 受給者等は、看護人等の派遣を希望する場合は、訪問看護ステーション等医療機関又は訪問介護事業所と利用日時を調整の上、看護人等の派遣を申込みものとする。
- 2 受給者等は、看護人等の派遣を受けた場合は、都度、看護人等に利用券を提示するとともに、毎月の最終利用日に派遣された看護人等に利用券を提出しなければならない。
 - 3 受給者等は、1月あたり4時間を超える利用が必要な場合は、利用券にその理由を記載しなければならない。

(申請者の自己負担)

- 第14 知事等は、本事業を利用する受給者に対し、次に掲げる費用以外の自己負担は求めないものとする。
- (1) 看護人等派遣に係る交通費
 - (2) 衛生用品等の実費相当分
 - (3) 第6の規定による認定申請に係る費用
 - (4) 第12の規定による訪問看護指示書及び介護職員等喀痰吸引等指示書の作成に係る費用

(報告)

- 第15 保健所長は、受給者の認定状況について、看護人等派遣費用受給者認定通知書（様式第3号）の写し、認定申請書の写し及び認定申請に係る添付書類の写しを添えて、知事に報告するものとする。
- 2 訪問看護ステーション等医療機関及び訪問介護事業所は、毎月の実績について、翌月の10日までに在宅レスパイト事業に係る看護人等派遣業務実績報告書（様式第9号）により、知事に報告す

るものとする。この場合において、月の最終利用日に看護人等を派遣した訪問看護ステーション等医療機関及び訪問介護事業所にあつては、在宅レスパイト事業利用券（様式第6号）を添えて提出するものとする。

（看護人等派遣費用の請求）

第16 訪問看護ステーション等医療機関及び訪問介護事業所は、毎月、翌月の10日までに在宅レスパイト事業に係る看護人等派遣費用請求書（様式第10号。以下「請求書」という。）を知事に提出することにより、第5に規定する看護人等派遣費用の請求をするものとする。

2 知事は、前項の請求書を受理した場合は、受理した日から30日以内に支払うものとする。

（その他）

第17 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月28日より施行する。